

# 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品および会社情報

製品名 キッチンの油汚れに グリルクリア 1L 詰替  
販売元 有限会社クリンシア  
住所 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 335-2  
緊急連絡先 0984-42-1972

作成日 2011年5月12日 改定日 2019年4月1日

## 2. 危険有害性の要約

危険・有害性の分類

危険有害性の要約

GHS分類

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 警告、腐食性、飲むと有害

物理化学的危険性

物理化学的危険性			
火薬類	区分外	引火性液体	区分外
自己反応性化学品	区分外	自然発火性液体	区分外
自己発熱性化学品	区分外	水反応可燃性化学品	区分外
酸化性液体	区分外	有機化酸化物	区分外
金属腐食性物質	分類できない		
人健康有害性			
急性毒性 (経口)	区分 4	生殖細胞変異原性 (単回暴露: 経口)	分類できない
急性毒性 (経皮)	区分 1	発がん性	分類できない
急性毒性 (吸入-蒸気)	分類できない	生殖毒性	分類できない
急性毒性 (ミスト-粉塵)	分類できない	特定標的臓器毒性 (反復暴露: 経口)	区分 2 (血液)
皮膚腐食性/刺激性	分類できない	特定標的臓器毒性 (反復暴露: 吸入-蒸気)	区分 1 (内臓系)
目に対する重篤な損傷性/目刺激性	区分 1	特定標的臓器毒性 (反復暴露: 経皮)	分類できない
皮膚感作性	分類できない	吸引性呼吸器有害性	分類できない
呼吸器感作性	分類できない		
環境有害性			
水性環境急性有害性	分類できない	水生管環境慢性有害性	分類できない

危険有害性情報：危険

皮膚への刺激

強い眼への刺激

飲み込み、気道に侵入すると有害

### 3. 組成及び成分情報

組成、成分情報

单一製品・混合物：混合物

含有物 : 非イオン界面活性剤 5%  
コロイド界面活性剤 15%  
陰イオン系界面活性剤 5%  
水酸化カリウム 4.5%  
PH 調整剤 0.5%  
ブチルセロソルブ 5%  
水 65%

### 4. 応急処置

目に入った場合：コンタクトの有無を確認し、着用している場合は外して直ちに多量の清浄な水で 15 分間以上洗目をする。洗眼後直ちに医師の診断を受けてください。

皮膚に付着した場合：汚染された衣服を速やかに脱ぎ捨て大量の流水で洗い流す異常が認められる場合はすぐに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：吐かせずに多量の水または牛乳を饮ませ、直ちに医師の診断を受けてください。

### 5. 火災時の措置

消火剤 : 周辺環境に応じて消火剤を使う。

火災時の対応 : 火の元から即座に離し安全な場所へ移動させる。

出来ない場合は周りに散水する。

### 6. 漏出時の措置

少量の場合は出来るだけ回収した後大量の水で洗い流す。大量の場合は拡散防止のために回りを囲ってから出来るだけ回収し最後に大量の水で洗い流す

### 7. 取り扱いおよび保管上の注意

#### 【取り扱い】

できるだけ換気をよくして取り扱う。保護具を使用して使用する。

保護メガネ、保護手袋、使用条件によっては保護マスク、保護服などを使用する。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。

#### 【保管】

容器を密閉して換気の良い日のあたらない常温に近い場所で保管すること。

### 8. 暴露防止および保護措置

管理濃度：未設定

日本産業衛生学会 :  $2\text{mg}/\text{m}^3$

ACGIH :  $2\text{mg}/\text{m}^3$

### 【保護具】

呼吸用保護具	防毒マスク
保護眼鏡	保護眼鏡
保護手袋	ゴム手袋
保護具	作業着、耐薬品性前掛け等

### 9. 物理的および化学的性質

物理的及び化学的性質

形状： 液体

PH : アルカリ性

色： 緑色透明

臭い： 柑橘類系の匂い

液性： アルカリ性

引火点：引火しない

### 10. 安定性および反応性

常温では安定。

### 11. 有害性情報

皮膚の刺激

強い眼の刺激

飲み込み、気道に侵入すると有害

### 12. 環境影響情報

湖沼や川などに直接流さないようにする。

### 13. 廃棄上の注意

PH を中性に調整し規制条例に基づき処理をする

### 14. 郵送上注意

容器漏れのない事を確かめ損傷、転倒、落下のないように積み込む。

### 15. 適用法令

毒物及び劇物取締法：毒物及び劇物取締法 非劇物

水酸化カリウム(5%未満)

労働安全衛生法 57条の2 通知対象物質：

輸出貿易管理令別表第一 第16項 キャッヂオール規制品目

港則法：港則法 腐しやすく性物質

道路法：施行令第19条の12 又は 13 該当

船舶安全法 危告示 別表第3 腐食性物質

海洋汚染及び海上災害の防止に関する規則（海防法）

有害性物質（Y類物質）

航空法 腐食性物質

### 16. その他情報

特になし